

〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト〔外為サービス〕利用規定

〔令和6年5月7日改定〕

第1条【サービスの内容等】

(1) 利用可能なサービス

〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト〔外為サービス〕(以下「外為サービス」といいます)の契約者は、〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト(以下「BSダイレクト」といいます)の以下の内訳サービスを利用することができます。内訳サービスの利用にあたっては、当行所定の利用申込書の提出が必要です。

- ① 海外送金受付サービス
- ② 被仕向送金入金依頼受付サービス
- ③ 輸入信用状発行依頼(条件変更依頼)受付サービス(以下「信用状受付サービス」といいます)
- ④ 為替予約サービス

(2) 内訳サービスの内容

① 海外送金受付サービス

契約者からの依頼にもとづき仕向送金の申し込みを受け付けるサービスです。また、被仕向送金明細照会・外貨預金入出金明細照会・船積書類到着案内・相場情報照会・外貨預金振替の機能も同時に利用できます。

② 被仕向送金入金依頼受付サービス

契約者からの依頼にもとづき被仕向送金の入金手続きを行なうサービスです。なお、被仕向送金入金依頼受付サービスの利用にあたっては、海外送金受付サービスの契約が必須となります。

③ 信用状受付サービス

契約者からの依頼にもとづき、輸入信用状の発行および条件変更(以下「発行(変更)」といいます)の申し込みを受け付けるサービスです。また、船積書類到着案内・相場情報照会の機能も同時に利用できます。

④ 為替予約サービス

契約者からの依頼にもとづき、当行との間で、外国為替予約取引を行なうサービスです。

(3) 利用可能な預金口座

① 指定口座

支払・入金に利用する指定口座は、契約者が契約時に届け出た外為取引店にある契約者名義の普通預金・当座預金・外貨普通預金・外貨当座預金とします。最大10口座まで指定できます。

② 外貨預金入出金明細照会口座

外貨預金入出金明細照会口座は、契約者名義の外為取引店にある外貨普通預金・外貨当座預金に限定します。最大5口座まで指定できます。

第2条【利用条件】

(1) 照会・振込サービスの契約

外為サービスのお申し込みにあたっては、BSダイレクト[照会・振込サービス]の契約が必須とな

ります。

(2) 適用される利用規定

外為サービスの利用にあたっては、本利用規定に定めのない事項は、〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト利用規定の各条項によるものとします。

(3) 発信日・発行日について

外為サービスにおいては、取組指定日における仕向送金の対外発信、および輸入信用状の発行等を確約するものではありません。

第3条【依頼内容の確定】

(1) 依頼事項の伝送

外為サービスによる取引の依頼は、契約者が取引に必要な所定の事項を、当行の指定する方法により、正確に当行に伝送することにより行なうこととします。

(2) 依頼事項の確定時期

取引に必要な所定の事項が伝送されたことを当行が確認した時点で、当該取引の依頼内容が確定するものとします。

(3) 依頼内容に瑕疵(不具合)があった場合

当行が伝送を受けた依頼データに瑕疵(不具合)があった場合、当行は当行の判断により手続きを変更(遅延を含む)または中止する場合があります。これに起因して契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

(4) 依頼内容の取消

① 依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。やむをえず当行が取り消しを認める場合には、契約者は、銀行の為替差損相当額につき、銀行所定の計算による外国為替取消料を支払うものとします。

② 前号にかかわらず、各依頼の指定日の前営業日の当行所定の時間まで（データ受付時限が指定日の2 営業日前以前の依頼についてはデータ受付時限まで）に、契約者が当行所定の方法により当行所定の依頼書を提出した場合には、取消できるものとします。

第4条【海外送金受付サービス】

(1) 仕向送金

① 送金依頼人

海外送金受付サービスにおいては、送金依頼人と送金人が異なる取引は取り扱いできません。

② 送金依頼

海外送金受付サービスにより仕向送金を依頼する場合、契約者は当行所定のデータ受付時限までに送金依頼データを送信することとします。なお、通貨により別途の書類提出や現地の法令確認等が必要となることがあります。

③ 送金指定日

送金指定日は当行の営業日とし、契約者が送金依頼の都度指定することとします。

なお、当行所定の時限内に送金依頼を行なっても、海外の市場休場などにより、送金指定日に取り扱えない場合には、翌営業日が指定されたものとして取り扱います。

④ 適用相場

決済方法として「直物」を指定した場合、当行の計算実行時点における当行所定の外国為替相場を適用します。

また、決済方法として「為替予約」を指定する場合は、締結済みの為替予約の番号を入力します。

なお、「直物」とした場合で通貨・送金依頼金額・依頼データの受付時刻等により市場実勢相場による個別仕切りとなる場合は、契約者が事前に届け出た連絡先に連絡をします。万一連絡が取れない場合は、仕向送金の取り扱いは実施しないものとします。

⑤ 送金資金等の決済

契約者は、送金依頼データの送信まで（送金指定日より前に送金依頼をおこなう場合は、送金指定日の前日まで）に、送金資金および送金手数料等を、それぞれ引き落とし口座に準備しておくものとします。決済方法の指定の不備や残高不足等により送金資金等の決済ができない場合、当行はその送金依頼を処理しません。また、契約者は、銀行の為替差損相当額につき、銀行所定の計算による外国為替取消料を支払うものとします。

⑥ 送金委託契約の解除

契約者から依頼を受けた仕向送金について、当行にて取り扱いが困難と判断した場合は、当行から送金委託契約の解除ができるものとし、解除により契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

⑦ 外国送金取引規定の適用

本利用規定に定めのない事項については、外国送金取引規定の定めにより取り扱います。

⑧ 組戻等

送金委託契約の成立後に外国送金取引規定に基づき、その依頼内容を変更し、またはその依頼をとりやめる場合には、当行に連絡のうえ、当行所定の方法により当行所定の依頼書を提出します。なお、受付にあたっては、手数料がかかります。

(2) 外貨預金振替

① 取引概要

外貨預金振替とは、契約者の届け出の円預金口座から届け出の外貨預金口座への、または届け出の外貨預金口座から届け出の円預金口座への振替を依頼する機能およびこれに付随する取引状況照会等の機能のことをいいます。

当行所定の金額までの当行所定の公表相場による直物取引および為替予約相場による取引ができます。

② 振替依頼

外貨預金振替を依頼する場合、契約者は当行所定のデータ受付時限までに振替依頼データを送信することとします。当行所定の公表外国為替相場を適用する場合、当日の外国為替相場公表後に振替依頼データを送信することとします。

③ 振替指定日

振替指定日は当行の営業日とし、契約者が振替依頼の都度指定することとします。

④ 適用相場

決済方法として「直物」を指定した場合、当行の計算実行時点における当行所定の外国為替相

場を適用します。

また、決済方法として「為替予約」を指定する場合は、締結済みの為替予約の番号および適用相場を入力します。

⑤ 振替資金の決済

契約者は、振替依頼データの送信まで（振替指定日より前に振替依頼をおこなう場合は、振替指定日の前日まで）に、振替資金を、引き落とし口座に準備しておくものとします。決済方法の指定の不備や残高不足等により振替資金の決済ができない場合、当行はその振替依頼を処理しません。また、契約者は、銀行の為替差損相当額につき、銀行所定の計算による外国為替取消料を支払うものとします。

⑥ 相場公表停止時の取り扱い

外国為替相場が急激に変動し、当行の外国為替相場が公表停止になった場合は、振替依頼の受付を制限することがあります。

第5条【被仕向送金入金依頼受付サービス】

(1) 取引概要

被仕向送金入金依頼受付サービスでは、契約者あての被仕向送金が当行に到着した場合に、届け出の電子メールアドレスあてに到着を通知する電子メールを送信します。契約者は通知が到着する都度、指定口座への入金依頼を、契約者のパソコンから当行に行なうものとし、当行はその依頼にもとづき入金手続きを行ないます。

(2) 入金日

契約者からの入金依頼は、当行所定の時間までに受け付けした取引を、当日に受け付けたものとして取り扱い、当行所定の時間を過ぎて受け付けした取引を、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。

(3) 適用相場

決済方法として「直物」を指定した場合、当行の計算実行時点における当行所定の外国為替相場を適用します。

また、決済方法として「為替予約」を指定する場合は、締結済みの為替予約の番号および適用相場を入力します。

(4) 入金手続きの中止・取消

次の場合、当行は入金手続きをおこないません。そのために契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

① 本人確認未済の口座への入金依頼の場合

② 普通預金取引規定第17条に規定する取引の制限等の定めに照らし、依頼を受けた入金手続きが行なえないと当行が判断した場合

第6条【信用状受付サービス】

(1) 伝送時限

信用状受付サービスにより輸入信用状の発行(変更)を依頼する場合は、当行所定のデータ受付時限までに発行(変更)依頼データを送信することとします。

(2) 取扱指定日

取扱指定日は当行の営業日とし、契約者が発行(変更)依頼の都度指定することとします。当行は発行(変更)指定日に発行(変更)手続きを行なうこととします。

(3) 信用状取引約定書の適用

本利用規定に定めのない事項については、契約者が別途当行と締結する信用状取引約定書その他の関連契約の定めにより取り扱います。

(4) 輸入信用状の発行(変更)

当行が発行(変更)依頼内容を審査のうえ承認したときは、当行所定の方法により、輸入信用状の発行(変更)手続きを行ないます。

第7条【為替予約サービス】

(1) 取引の流れ

① 照会依頼

契約者は、売通貨、買通貨、取引金額、受渡方法、期日等、当行所定の事項(以下「為替予約照会内容」といいます)を当行あて送信するものとします。

② 外国為替相場の提示

当行は為替予約照会内容の受信後、契約者に提示する外国為替相場(以下「提示為替相場」といいます)を決定し、取引画面に表示します。

なお、当行は提示為替相場を取り消すことがあります。

③ 締結依頼

契約者は、提示為替相場を確認のうえ、当行所定の時間(以下「規定時間」といいます)内に外国為替予約取引の締結依頼をするものとします。

④ 取引の成立

契約者の締結依頼が規定時間内に当行センターに到達し、当行サーバーでの処理が問題なく完了した時点で外国為替予約取引が成立したものとします。

⑤ 取引結果の確認

取引が成立した場合、当行は取引画面上に取引が成立した旨を表示します。何らかの事情により取引が成立しなかった場合は、取引が成立しなかった旨を表示します。

(2) リーブオーダー

① リーブオーダーとは

リーブオーダーとは、指値による締結依頼（リーブオーダー）に基づき、当該指値注文の内容を銀行が取引可能と判断し、契約締結にかかる銀行の計算が終了した時点で為替予約契約成立となるものです。たとえば翌営業日の朝9：00 までのリーブオーダーとすることで、海外市場の相場に基づく為替予約取引が可能となります。

リーブオーダーは当行所定の通貨の、当行所定の金額以上の為替予約依頼に利用できます。

② 依頼方法

契約者は、売通貨、買通貨、取引金額、受渡方法、期日、預かり期間等、当行所定の事項を、当行所定の時間内に当行あて送信するものとします。

③ 予約取引の成立

リーブオーダー受付後、当行所定の期間内に、契約者が希望する取引条件が満たされ、かつ当行所定のすべての手続き等が完了した時点で、予約取引が成立するものとします。

④ 取引結果の確認

依頼中のリーブオーダーの内容および予約取引が成立した場合の取引結果は、取引画面上に表示します。預かり期間終了までに予約取引が成立しなかった場合は、その旨を表示します。

⑤ 予約取引成立前のリーブオーダーの取消

リーブオーダーの内容の変更はできないものとします。また、予約取引の成立後の取消はできないものとします。

予約取引成立前のリーブオーダーの取消（撤回）は、当行所定の時限内に当行所定の方法により当行所定の依頼書を提出するものとします。取消にかかる依頼書を提出した場合でも、当行がこれを受け付け、取消の手続きが完了する前に、為替予約取引が成立した場合は、取消できないものとします。

⑥ 取引限度額

当行における予約残高合計額の管理にあたっては、成立前のリーブオーダーの金額を予約残高合計額に含めます。

(3) 外国為替予約取引約定書の適用

本利用規定に定めのない事項については、契約者が別途当行と締結する外国為替予約取引約定書その他の関連契約が適用されます。ただし、外国為替予約取引約定書第3条(取引内容の確認)は適用しません。

(4) 取引不能となる場合

以下の各号に該当する場合、外国為替予約取引の取り扱いができず、外国為替予約取引は成立しません。

- ① 契約者の取引限度額を超えたときなど、当行の判断により外国為替予約取引をしないこととしたとき
- ② 契約者の申し込み依頼データが当行センターに到達する前に、当行が提示為替相場を取り消したとき
- ③ 外国為替市場を含む金融市場に急激な変化が生じた場合など、当行が為替予約サービスを停止する必要があると判断し、サービスを停止したとき

(5) 外国為替予約取引の履行

外国為替予約取引は、期日に履行するものとします。契約者がやむをえない事情により外国為替予約取引の解約、期日の延長、期日前履行を依頼するときは、当行所定の手続きにより当行の承諾を得るものとし、これにより当行に生じた手数料、費用その他すべての損害は契約者の負担とし、直ちに弁済するものとします。

(6) 為替予約明細照会

① 残高照会・締結明細

契約者は、前営業日までに締結した外国為替予約の残高明細および締結明細を確認することができます。さらにこれらの履行明細を確認することができます。

② 時価評価明細

契約者は、過去に締結した外国為替予約の月末時点の時価評価明細を照会できます。

③ 外国為替予約取引約定書の一部不適用

契約者が窓口等で締結した為替予約についても為替予約明細照会の対象となります。為替予約明細照会の対象となる為替予約取引については、外国為替予約取引約定書第3条(取引内容の確認)は適用しません。窓口等で為替予約を締結した場合、第1号にもとづき残高明細および締結明細を確認し、締結内容に誤りがないかどうかご確認ください。

第8条【送金資金・手数料等】

(1) 送金資金・振替資金

外為サービスにより仕向送金・外貨預金振替を取り組む場合は、契約者が指定した支払指定口座から支払うこととします。なお、仕向送金において指定できる外貨預金口座は、送金通貨と同通貨の預金口座に限ります。

(2) 手数料等

① 外国為替手数料等

外為サービスにより依頼する各種外国為替取引にあたっては、当行所定の手数料等がかかります。

② 月額手数料

外為サービスの利用にあたっては、海外送金受付サービス、信用状受付サービスのそれぞれにつき、当行所定の月額手数料がかかります。

(3) 手数料等の支払方法

前項①の手数料等は契約者が指定した手数料引落指定口座から、前項②の手数料は別途契約者が指定した月額手数料引落指定口座から預金口座振替の方法により当行所定の日に引き落とします。この場合、当行の各種預金規定・当座勘定規定・各種貸越約定等の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出、小切手の呈示、または借入請求書の提出なしに、当行所定の方法により自動的に引き落とすこととします。

(4) 手数料等の変更

当行は、第2項に定める手数料を、契約者に事前に通知することなく変更することがあります。

第9条【取引内容の確認】

(1) 電子メールの確認

当行が外為サービスにかかる依頼データを受け付けた場合は、届け出の電子メールアドレスあてに受付番号等を記載した電子メールを送信しますので、契約者は速やかにこれを確認することとします。

(2) 通帳・取引明細表等による照合

外為サービスによる取引を行なった後は、速やかに預金通帳への記帳または取引明細表(B Sダイレクトの取引明細照会を含む)等により、取引内容を照合してください。照合の結果、万一取引内容・預金残高等に疑義がある場合は、直ちに取引店あてに連絡してください。

以 上